

三郷市空家等対策協議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項並びに三郷市空家等の適切な管理に関する条例（平成29年3月27日条例第9号）第9条に規定する三郷市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は5人とする。

2 傍聴希望者が前項の定員を超えたときは、抽選で傍聴人を決定する。

（傍聴を許可しない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しない。

- （1） 他人に危害を加えるおそれのあるものを所持している者
- （2） 酒気を帯びていると認められる者
- （3） 旗、のぼり、プラカード、張り紙、ビラその他会場に持ち込むことが不相当と認められる物品を所持している者
- （4） 前各号に定めるもののほか、会議の円滑な運営を妨げるおそれのある者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2） 談笑、喚声、放歌その他騒がしい行為をしないこと。
- （3） 撮影又は録音を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （4） 飲食、又は喫煙をしないこと。
- （5） 前各号に定めるもののほか、会議等の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

2 前項に定めるもののほか、傍聴人は、会長又は係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、次の各号に定める場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 傍聴人が、前条に定める事項に反し、会長から退場を命ぜられたとき
- (2) 協議会が、秘密会を開く議決をしたとき。
- (3) 会議が終了したとき。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年 7月 4日から施行する。